第5回滋賀県税制審議会 議事概要

■開催日時

令和2年(2020年) 3月4日(水) 10:00~12:00

■開催場所

滋賀県大津合同庁舎7-A会議室

■出席委員(五十音順、敬称略) 井手委員、川勝委員、松田委員、諸富委員(会長)

■県出席者

西嶋副知事

総務部 片岡管理監、他関係職員 琵琶湖環境部 廣瀬森林政策課長、他関係職員

1 開会

(1)副知事挨拶

- 新型コロナウイルスが今後の税収に与える影響が懸念されるところ。影響が出るまで少しタイムラグがあるので、それを踏まえた財政運営に努めなければいけないと考えている。
- ・ 先だって答申をいただいた、法人県民税法人税割の超過課税および中小 法人等に対する不均一課税については、見直しのための条例案を滋賀県議 会令和2年2月定例会議に上程したところ。答申の趣旨を丁寧に説明し、 議会に認めていただけるよう努めてまいりたい。
- ・ 前回、滋賀県森林審議会との意見交換を行っていただき、琵琶湖森林づくり県民税と森林環境譲与税との仕分けが重要であること、そのためには、県と市町が連携し、適切に役割分担を行う必要があること、また、琵琶湖森林づくり県民税を充当する事業について、事業費を精査すべきことなどの指摘をいただいた。今回は、指摘いただいた点について整理をしたので、その内容について説明する。
- その後、森林環境譲与税との関係も踏まえて、琵琶湖森林づくり県民税のあるべき方向性について、御議論いただきたい。
- 本日の議論が、次回の審議会でお示しする答申案の骨格となるので、積極的な意見交換をお願いする。
- (2) 法人県民税法人税割超過課税・中小法人不均一課税に係る条例改正案について
 - 事務局から、参考資料1に基づき、条例案について説明を行った。

2 議事

- (1) 第4回審議会での意見について
- (2) 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の検討状況について
 - 事務局から資料 1 − 1 から 1 − 7 までに基づく説明および佐藤副会長 および勢ー委員の意見紹介を行った後、意見交換および質疑応答が行わ れた。

(佐藤副会長意見)

- ・ 市町の譲与税の使途について、基金の今後の使途が明確でなければ目的のない貯金になってしまう。市町には支出の見通しを示してもらい、特段の使途がなければ、広域的な用途を検討してはどうか。
- 公共施設における木材の利活用や林業の担い手育成について、財源ごとのす み分けが必要。
- 森林整備協議会について、市町の取り組みを統一的に評価、地域差を「見える化」、KPIによる進捗管理をするなどPDCAの回る体制を整えるべき。

(勢一委員意見)

- ・ 森林環境譲与税については、市町に県全体にとってバランスのとれた使い方 をしてもらうことが大事。話し合いと調整を丁寧に進めてもらいたい。
- 森林整備協議会に森林情報アドバイザーという形で専門家を入れることは 非常に良いが、併せて、森林審議会に参加しているような自然科学や社会科学 の専門家のアドバイスも参照できるような支援方法も考えてもらいたい。
- 他府県で譲与税をどのように使っているのか、情報収集しながら、進め方を 工夫してほしい。
- 市町の動向次第で、事業に重複が生じることも想定されるので、現場の取組 を妨げないような形で、柔軟に対応していただきたい。
- ・ 森林環境税の徴収が始まる前から、前倒しで譲与税を配分する措置は、緊急 に取り組まないと間に合わないという国の危機意識のあらわれである。基金 に積み立ていては意味がないので、市町にしっかりと説明していただきたい。

(井手委員)

- ・ 前回の審議会も含めて、譲与税と県民税のすみ分けがずっと議論になっている。重複の有無というのは、効果的・効率的に行政が運営されているのかの一つの基準になっていると思うが、効果性・効率性の問題とは別に、必要性の問題や公益性の問題という観点も同じように必要だと考える。
- 公益性というのは、公共の福祉と同じくあやふやなもので、森林政策はある種どれをとっても公益性がある。そのため必要性があるのかどうかというこ

とが重要な判断基準になると考える。その際に、必要・不必要の判断基準の設定が重要。

- 今回の県民税と譲与税のすみ分けをする際の理念は一体どこから来ているのか。つまり、このような類の仕事は県民税であり、このような類の仕事は譲与税でやるというような説明が必要。
- ・資料1-4について、担い手育成事業の説明があった。いかに効果的に必要な施策を行ったとしても、現場に人がいなければ森林整備は進まない。市町の職員の能力だけではなく、現場にいる担い手をどのように育んでいくのかが非常に重要な課題ではないかと考える。資料を見る限りは、県民税は担い手育成には充当されないように見えるが、非常に喫緊の課題である担い手育成の部分にどうして県民税を充当しないのか疑問に思う。おそらくそこはすみ分けの哲学のようなものがあると思うので、その部分について少し説明をしてほしい。

- ・ 県民税と譲与税のすみ分けの理念についてだが、譲与税は全国的なナショナルミニマムの施策に充てる、県民税は、滋賀県独自の、滋賀県の特性にあった施策に充当していくという理念で仕分けをした。
- ・ 担い手育成事業は我々も非常に大事だと考えている。今回、市町が放置林対策の主体になるという観点から、今年度6月に滋賀もりづくりアカデミーという林業の人材育成機関を設置した。ここで対象としているのは、現場の作業員であり、現在は既就業者のみを対象としているが、新年度からは新規の就業者も対象とし、これで現場に必要な人員を確保していく、また、生産性を上げていくということを狙いに進めている。
- ・ 一方で、アカデミーでは、市町の職員を対象に、森林の状況を把握する、あるいは森林整備の設計をするというような技術的な部分のスキルを上げるための育成を始めた。これについては、全国的に必要な部分ということで、県民税ではなくて、譲与税を充当している。
- ・ 滋賀県では森林整備を行う現場作業員は約260人で、15年前の半分程度になっている。15年前は、まだあまり機械化ができない保育事業が中心となっていたため、人手が必要だった。今の約260人という数は仕事量に見合った人員だと考えているが、数年前から、滋賀県でも台風による被害が増えており、緊急的に現場で処理をする人員が不足している。その結果、緊急対応の方に人手が取られて、日常的にやる間伐作業などに遅れが生じてくるという問題が出てきたので、滋賀もりづくりアカデミーでしっかりと作業員を育成して、生産性を上げるとともに、新規就業者を確保するという方向で、今年度からスタートしている。

(井手委員)

- ナショナルミニマムか独自の課題なのかというのは非常にわかりやすくて納得した。
- ・ 後段の担い手育成事業の話だが、全国的な課題であるというのはそのとおりである。今の説明でも十分示されていたように、担い手の育成の仕方や、どのような人材を必要としているのかということに関して、それぞれの県なり市町なりの個性があるのではないかと感じた。もしそうだとすれば、もちろん無駄な重複は不必要であるというのはそのとおりだが、公益性や必要性という観点から考えて、必要な事業に関しては重複があってもなお財源をつけていくというような発想もあり得るのではないか。

(事務局(森林政策課))

- 財源をすみ分けながら事業を進めているところ。
- 知事からの指示があって、滋賀県ならではの人材育成機関となるよう準備を しており、新規就業者については、来年度からスタートする。
- ・ 滋賀県は「やまの健康」に取り組もうとしている。これは農山村の活性化を しっかりとやっていこうというもの。滋賀県も既に人口減少局面に入ってい るが、農山村に移住・定住しながら森林整備を担う人材を育成するため、農山 村で生きる生業づくりを学んでもらうコースをあわせて用意している。そう して滋賀県ならではの人材を確保していく、そういう考え方で取り組んでい きたいと考えている。

(諸富会長)

アカデミーで実施するのか。

(事務局(森林政策課))

そうである。

(諸富会長)

・ 現場作業者の場合と市町の職員側として長期的に森林をどうするのか管理 できる能力を持った人の場合とでは教育内容が違ってくるが、アカデミーで は両方カバーしているということか。

(事務局(森林政策課))

・ 市町における森林計画制度については、アカデミーにおける市町職員の育成 の中でカリキュラムを設けている。 ・ 一方で、アカデミーとは別に、森林整備の集約化を進めるための森林組合の プランナーの育成や森林組合の幹部職員の意識向上のための研修を県単独事 業としてやっている。

(川勝委員)

- ・ 資料 1 2 において、従来事業の「国庫補助等」には一般財源を含んでいる ものと考えるが、国庫補助の金額と一般財源の金額の内訳はどうなっている のか。
- ・ 資料 1 3 は興味深い内容で、私有林の人工林が大きいところと小さいところで使途に違いが表れている。面積 1,000ha 未満の市町で木造公共建築物整備のウェイトが高くなっているが、基本的な確認として、これは県産材を活用することを前提としているという理解でいいのか。木造公共建築物整備に力点が置かれることが良いのか悪いのかというところは議論があると思うが、まずその点を確認したい。
- ・ 同じく面積 1,000ha 未満の市町で基金の積立のウェイトが高くなっているが、明確な意図をもって積み立てているのか、使い方がわからないからとりあえず積み立てているのか、実際のところどちらの方が理由としては大きいのか。

- 二点目については、もちろん県産材の利用が前提となる。県産材を使ってもらうことで、県内の森林整備につながるというサイクルを作っていきたい。そのためには、県産材が割高だという問題だけではなく、使われやすくすることも重要。これには建築設計の考え方もあるし、県内における木材流通の仕組みや製材など、全体を学んでもらう必要があるので、アカデミーの中で講座を作って、市町の職員に理解をしてもらおうとしている。
- 一方で、やはり調達価格を下げなければ使ってもらえない。県内は中小の製材所がほとんどなので、どうしても割高になる。そこで、県外の隣接する製材工場と連携するなど、県内の生産者を守りながらどう一般価格に近付けるのかということを、議論しながらやろうとしている。
- ・ 資料1-3の関係で、森林面積の多いところはやはり放置林対策を主にやろうとしている。一方で、都市部については、人口がまだ増えているという状況があるので、公共施設、例えば保育所の建替とか新設といった施設需要の高まりがあり、譲与税を財源として木造で公共建築物を整備していく考えであるということを聞いている。
- 基金の積立に関しては、基金を積み立てようとする際は、それぞれの市町の 議会で積立の目的を説明しなければいけない。ヒアリングしたところ、森林整

備、境界明確化を含めた森林経営管理法に基づく制度の推進、それから公共施設の建築に充てると説明しているようである。公共施設を整備する場合には、一定の時間が必要であるし、ある程度まとまった資金が必要になるということで、建替に備えて基金に積み立てるという話を聞いている。森林整備についても、新たな地域を対象とする場合には、所有者との合意形成に時間がかかるため、基金に積み立てているという話も聞いている。

(川勝委員)

・ どちらかというと、積極的な理由で積み立てている市町の方が多いという理解でいいか。

(事務局(森林政策課))

- そうである。
- ・ 資料 1 2 の国費と一般財源の内訳については、詳細な資料を持ち合わせていないが、造林事業、治山事業、林道事業については半分以上が国費である。また、木造公共建築物等整備の 2 億円については、全額が国費である。国庫補助が無かったり、少額で国庫補助の対象にならなかったりする事業は、県単独事業として実施しているほか、15 番のその他の事業については、一般財源でやっている。

(川勝委員)

一般財源から捻出している事業がそれほど多くないということは、県民税が 単独事業の財源として非常に重要であるということか。

(事務局(森林政策課))

県民税が導入されてからは、その傾向が強まっている。

(松田委員)

- ・ 県民税から廃止した事業と継続することとした事業の仕分けについて、例えば、やまのこ事業は継続して、ウッドジョブ体験事業については廃止することとした理由に教えていただきたい。
- 資料1-7によると、境界明確化について森林組合等に委託することとされている。県内の森林組合はそれほど多くないイメージがあるが、これで県全体をカバーすることができるのか。

(事務局(森林政策課))

一点目については、県と市町との役割分担がポイントとなる。本県では、県

は比較的に広域的な事業を行い、市町は住民に近い事業を行うという整理をした。やまのこ事業については、県内の小学校4年生が全員必須で受講する県域で広く実施している事業なので、県が県民税を活用して行う。一方で、ウッドジョブ事業は、地域の事情に応じて4市町程度で実施されていたことから、今後は地域の実情に応じて、譲与税で実施してもらうということを市町に説明した。その他の事業についても、住民に身近な事業については県民税から廃止し、譲与税でやってもらうということで市町に理解を求めてきたところ。

・ 二点目については、資料 1 - 7 右下の「境界明確化作業手順の内容」に記載しているとおり、手数がかかる取組である。今は市町が中心となって、第 1 段階から第 3 段階に取り組んでいるところ。これが一定進んでくれば、森林組合等への委託が出てくるということになるが、今はそれほど委託が多いわけではない。県内では、半分程度の市町において、この取組が軌道に乗り始めたところ。先進的な市町の事例を、他の市町にも学んでもらうよう努力している。

(諸富会長)

・ 資料1-2において、国庫補助等で行う林道事業と、市町が譲与税事業として行う林道事業については何が違うのか。

(事務局(森林政策課))

市町や森林組合が維持管理している林道があるので、その維持管理費に市町 の譲与税が充てられる。

(諸富会長)

市町が管理しているのは、規模が小さい林道ということか。

(事務局(森林政策課))

・ 基本的に開設した事業主体が管理者となるが、県が開設した場合は、管理を 市町へ移管している。

(諸富会長)

・ 滋賀県として、林業および林材産業の活性化を図るために、コストダウンを図っているという話があった。人材育成やトレーニング、それから供給側の強化のための様々な対策を行っているということはわかったが、需要側を開拓していくためのマーケティングや流通、民間のマーケットに受け入れられる木材をどう出していくのかという観点での、林材産業政策はやっているのか。

- ・ 一般財源で木材の流通関係の仕組みづくりをやっている。現在、木材の質は、 A材という建築材、B材という合板、それからC材というパルプやバイオマス 発電関係のチップ材に分かれている。以前は、公共建築物もできるだけ木材は 使わず、耐震性・耐火性の強いコンクリートを使うということを、国も推奨し ていたが、10 年前から、公共建築もできるだけ木造にするよう新たな法が制 定された。滋賀県には製材所が約 100 箇所あるが、これらは皆、中小の製材所 である。これらの製材所が得意とする分野は、民間の木造住宅、あるいは小規 模な公共施設である。この分野については、県民税による助成という形で、県 産材の活用を推進している。
- 一方で大規模な公共建築については、今までは県内の製材所に発注することで産業を大きく成長させていくという理念でやってきたが、難しいところがあった。しかし、本県は地の利が良く、近隣に大規模な製材工場があるので、そういったところと連携する方が、コストダウンできることがわかってきた。また、県内の製材所については、そういったところと競合しない方向を目指しているので、使い分けをすることにより双方にとってメリットがあることもわかってきた。県の単独事業で加工流通体制の整備を図り、需要についても民間住宅と公共建築の双方に対し、本県に合うような形で利用を促している。

(諸富会長)

大規模公共施設に必要な木材は、滋賀県の森林から県外の大規模製材所に出して、そこで低コストで生産したものを再び滋賀県に持ってきて使っているということか。

(事務局(森林政策課))

・ そうである。運送費が掛かっても、県内の製材所で加工するより安くなる状況なので、その部分では張り合わないと県内の製材所でも言っている。県内の製材所とは、民間住宅に重点化してもらうという方向で支援をしっかりするということで、合意形成を図っていこうとしている。

(諸富会長)

市場自体をすみ分けていくということで理解した。

(川勝委員)

・ 勢一委員から、譲与税が前倒しで配分されていることを考えると、市町が譲与税を基金に積み立てているということが、矛盾するのではないかという意見があった。だから、この部分をうまく両立させるようなことを考えないといけない。確かに先ほどの説明にあったように、ある程度まとまったお金がない

とやりようがないということも理解できるが、しかし緊急にやらなければいけないということもそのとおりなので、例えば県民税もしくは県譲与税を使った支援というのも、使途のあり方として、考えられてもいいのかもしれない。本来的にはそういう使い方は違うのかもしれないが、その矛盾を何らかの形で両立させることを考えるためには、そのようなアイデアがあってもいいのではないか。

(3) 琵琶湖森林づくり県民税の方向性について

○ 事務局から資料3-1から3-5までに基づく説明および佐藤副会長 および勢ー委員の意見紹介を行った後、意見交換および質疑応答が行わ れた。

(佐藤副会長意見)

- ・ 税率については、試算を見る限り、基金残高の過不足を避けるには現状維持になるのではないかという印象。ただし、別途、法人県民税法人税割の超過課税が強化されることになっているため、これを勘案した法人企業の負担の変化は、負担増となる企業の規模や雇用、業種などの属性と合わせて確認しておいた方が良い。
- ・ 一般論となるが、琵琶湖森林づくり県民税の認知を対象事業とともに県民の間で高め、その上で可否を問うべき。住民にコスト意識のないままの延長は事業のメリハリ・効率化を阻害する。
- 森林の整備・保全からの一義的な受益者はやはり森林所有者である。確かに 森林保全には公益、経済学でいえば外部性はあるが、私的利益は森林所有者に 帰属する。本来は応分の負担を求めて然るべき。市町村税であるが、固定資産 税の上乗せもあり得る選択肢ではないか。耕作放棄地には類似した措置が講 じられている。

(勢一委員意見)

- 県民税の使途や県民税と譲与税のすみ分けは、現状どおりでいいと考える。 しかし、今後の市町の事業の進捗によって、県民税による対応を手厚くしなければいけない分野は変わってくるので、柔軟に調整できるような仕組みが必要。
- 課税方式については、デジタル化が進んで徴税コストが下がってくるとしても、今のシステムの方が総合的には使いやすいので、現状維持でいいと考える。
- ・ 税率については、上げる、下げる、現状維持、どれも理屈は立つので一律の 判断が難しい。森林審議会で具体的にどういう事業が必要かについて専門的 な整理はしているので、それに対して県民がどれだけ負担してもいいと思え

るか、その納得感が最後の決め手だと考える。今の時点で個人的な感覚を言えば、現行の税率を維持するのがいいのではないか。まさに森林環境譲与税とのすみ分けを整理したところなので、今の段階はその方向で進めていきながら、その後の森林整備の状況と事業の必要性に応じて、税率の調整をするのが適当だと考える。少し時間をおくということを優先して、今は現状維持がいいと考える。

(井手委員)

- ・ この税はどのくらい県民に認知されているのか。少し古いデータを見たときに、7割ぐらいの県民が知らなかったというデータを見たような気がするが、評価するかしないかの前段として、そもそもどのぐらい県民が、この税のことやその使い道について認識しているのかということを知りたい。
- ・ 資料3-4の1ページ目の一番下に、第二期の事業費が規模として 9.1 億円で、そのうち県民税を充てる部分が 7.2 億円と示されている。これが必要となる最低限度の事業費とされているが、この見込みはどうやって算出したのか。同じ資料の5ページ目、現行の税率を維持するパターンのシミュレーションを示しているが、現状を見る限り、その必要最低限の事業費にも足りない程度の収入しかない。それをこれから5年間に渡って続けていくのか。
- ・ そもそも5年おきにプロジェクトを見直していく理由は、その時々の森林政策の置かれている社会経済情勢を見ながら見直すと説明されていた。そうであるならば、昨年の台風19号もそうだが、水害や風害がことさら社会経済的に極めて重要だと考えられるこの状況において、その必要最低限度以下の収入しか見込めない税を維持していくという整理になっているが、そのようなことで良いのか。私自身は増やすことも含めて検討すべきじゃないかと思っている。

- ・ 令和元年の夏に、3,000人を対象に県民アンケート調査を行った。その結果、 県民税の認知度については、県民税を徴収されていることと県民税を使って 独自の事業に取り組んでいることの両方を知っている方は大体 1割。また、県 民税が徴収されていることだけを知っている方は 1割。さらに、事業だけを知 っているという方が 1割で、それ以外のどちらも知らないという方が 7割と いう状況。この状況については、最初にアンケートを行った平成 18 年度から あまり変化がないので、県民税とそれを活用して実施している事業の周知は 今後もしっかりやらなければいけないと考えている。
- もう一点の琵琶湖森林づくり事業の事業費の考え方については、災害に強い 森林づくりなど新たな課題に対応する事業も見込んだ上での今後5年間に必

要な単年度当たりの事業費である。これを通常ベースで考えると、資料 1 - 6 で示しているように、年間 9 億 3,000 万円余りとなる。一方で、新規事業を進めるに当たっては、初期の段階で、森林所有者、道路管理者、電力関係の事業者など、様々な利害関係者との合意形成の仕組みづくりが必要なので、そういったことに相当時間を要するものについては、すぐには事業を始められない。それから、公共建築物については、県の施設以外にも、市町のモデル的な施設への支援も予定しているが、そういったものはいつでもあるわけではなく、事業量に波があることが想定される。そういったものを調整し、7 億 2,000 万円程度は最低必要だという整理をしたところ。したがって、今後、森林が置かれている社会経済的な状況、今のように、台風被害だとか、木材価格の変動の問題だとか、木材の流通加工、あるいはエネルギーにおける C 材の需要と動向、そういったものを見て、滋賀県の森林においてどのような事業がどれぐらいの規模で必要なのかということを、5 年おきに見直しながら施策を進めるべきだと考えている。

(事務局(税政課))

三点目の試算について、現状維持のパターンでは、税収と必要な事業費を比較すると税収に不足が生じるという状況。ただ、これまでの基金残高があるので、それを含めて考えると、向こう5年間は何とか基金が枯渇しないでいけるのではないかと考えている。

(井手委員)

・ 社会経済情勢が、環境なり水害風害なりに対して変わってきている中、去年のような大きな出来事があってもなお、従来どおりというのであれば、一体、どのような時に見直しが行われるのか。今回のシミュレーションを見ると、令和2年度の見込額に比べて、それ以降の事業費が3,000万円程度小さくなっている。これをずっと維持していく、かつそれが必要最低限であるという整理をしている。社会経済的に大きな変化があり、それにもかかわらず予算を縮小させて、それをこれから維持していくというが、本当にそれでいいのか。基金を切り崩していくので何とか大丈夫だという説明だったが、それは事業を圧縮しているのでそうなっているのであって、必要に合わせて事業を設定しているのではなく、基金残高に合わせて事業を設定しているように見えてしまう。その辺りをもう少し説明してほしい。

(事務局(森林政策課))

事業の必要性から、令和3年度を目途に新しく災害に強い森林づくりなどを スタートさせたいと考えている。しかし、これには利害関係者がたくさんいる。 被害が多かった湖西地域の高島市からは、この事業に是非取り組んで欲しいという要望を聞いている。一方で、例えば、沿道で予防伐採した方が、被害が小さく済むという考え方があっても、森林所有者は、なぜ自分の森林が伐採されなければいけないのかと考えてしまう。その補償をどうするのか、それを支えるための仕組みづくりや、それを理解してもらうことが必要となる。来年度からは、国庫補助事業が利用できるようになるので、それをモデル的に使いながら、課題を洗い出して令和3年度の予算編成に結びつけていこうと考えている。

・ 継続性を重視すれば、一定の事業量を確保するという考え方になるが、まず 初期はその土台づくり、合意形成の仕組みづくりを行った上で、徐々に理解を 得ながらやっていこうとしている。一方で、環境林整備の対象である奥地のよ うな異論があまり出ないところについては、公益的機能を維持するため、目標 を掲げながら、間伐をやっていく。同じ森林整備の中でも、継続的にできる事 業と準備が必要な事業を分けながらやっていくという方針で試算を行った。

(諸富会長)

・ 所要事業量があって、単年度では基金取崩額が積立額を上回るというこの傾向が今後続いていくと、この5年間は乗り切れてもその次の5年間では、厳しくなっていくということが見て取れる。

(事務局(税政課))

この状態だと、確かにそのとおり。それは次の検討のときに見ていくことになるかと思う。

(諸富会長)

・ 今回は大丈夫かもしれないが、温暖化が進んでいく中で災害が増えてきて、 基金が枯渇した状況になった場合にどう対応するのかという問題が出てくる。 その部分の検討を次の5年の間にするということか。つまり、社会経済情勢の 変化には、環境という要素も含まれ、風水害あるいは風倒木の発生状況等も勘 案しながら、さらに向こう5年間の所要事業量等についての見通しを立てて、 次の見直しの時期に負担増が必要かどうか、議論していくということか。

(事務局(税政課))

・ 定期的な見直しとしては、現実には概ね5年ごとにやってきているが、5年 を目途ということなので、経済情勢や環境の変化を見ながら、常に検討してい くというように考えている。

(事務局(森林政策課))

・ 森林整備に関しては、財源の確保が非常に重要なので、県民税だけでなく、 国の補助制度を見直してもらうということも重要。来年度から重要インフラ 周辺における森林整備が補助対象となる。本県としても、政府への提案を毎年 2回以上実施しており、昨年度からは風倒木処理や予防伐採といったものを 国の補助制度として、財源が確保されるよう要望してきた。

(諸富会長)

国庫補助の対象になってくれば、事業費の見通しも変わってくる。

(松田委員)

- 資料3-4の3ページ目、個人と法人の県民税の税収割合について、確かに納税者の税負担は変わっていないが、一方で、恒久的な税制改正で税収の割合が変わっているということを踏まえると、個人と法人の割合が3:1のままでいいのか検討した方がいいのではないか。個人的には、基金が減ってきている状況があるので、個人県民税の税収割合が増えていることも踏まえて、個人分だけ上乗せすることを考えてもいいのではないかと思う。
- その他の部分、課税方式などについては今のままが妥当だと思う。

(事務局(税政課)

- ・ 創設当時の県民税の個人:法人の割合が3:1、現時点では7:1という状況だが、例えば、法人については、偏在是正によって形式上の税率は変わっているが、納税者である法人から見ると、地方分としての負担は変わっていないという認識だと思う。そのため、個人:法人の税収割合を変えるという説明をするのは大変難しいと考えているところ。
- 個人については、森林環境税が創設され、令和6年度から徴収される。個人からすると、県民税と森林環境税、森林目的で二重に負担を求められることとなる。このような状況で、県民税の上乗せをお願いするというのは難しいのではないかと考えている。

(諸富会長)

 東日本大震災の復興増税と入れ替えになるので純粋な負担増ではないが、森 林環境税が始まるタイミングでもある。森林環境税が出来てなお県民税が必 要なことを説明するだけでも大変なのに、さらに上乗せで負担をお願いする となると、なかなか難しいというのは理解できる。もちろん松田委員の意見も よくわかる。

(川勝委員)

- ・ 県民税の評価については、県単独事業において県民税の重要度は増してきているという話だったので、財源としての県民税の役割というのはむしろ大きくなってきているのではないかと理解した。このことをどう解釈するかだが、従来は森林整備に使っていた一般財源を他のサービスに使えるようになったと見ることも出来る一方で、県民税が事実上特定財源化されているということを考えると、なぜ森林分野だけ特別扱いするのかという問題が常につきまとう。本来ならば民主主義のプロセスを経て、あらゆる事業の中で優先順位を決めて、使途を決めなければいけないところを特別扱いしているということは、県民税の継続や必要性を考える際に改めて、滋賀県としては、琵琶湖森林づくりということが、県全体の将来ビジョンにおいて非常に重要な、極端に言えば最優先の事項であるということの共有が必要になるのではないか。そのことによって、県民税の評価は随分と変わってくるのではないかと感じる。
- ・ 制度継続の必要性については、将来ビジョンが共有されることが前提として 必要であろうと考える。先ほど、県民税の認知度の低さについて指摘があった。 それでは必要性に説得力を持たせることが難しくなってくるので、認知度を 高めるための工夫が不可欠である。
- ・ 使途については、理論的によく考えられているし、制度的にもよく整理されていると考える。しかし、肝心の県民にそれが認知されていないというのは、 やはり大きな課題として認識しておかなければいけない。
- ・ 使途についてもう一つ、一番議論があった県民税と譲与税との関係性について、十分整理が必要だということは言うまでもないが、井手委員から指摘があったように、必要なものは重複に固執することなくやっていくという観点も、使途を考える時にはとても大事なことではないかと考える。
- 個人:法人の税収割合が3:1でいいのかということについてはなかなか悩ましく、いい解答が見つからないが、原点に返ると、税の公平感というのをどう考えるかということが、視点として大事だと考える。
- ・ 税率については、制度的には事業規模に応じて変えていくことが本来必要だ と思う。井手委員から最低限の事業費も賄えないような税率設定でいいのか という指摘があったが、その観点が大事。
- ・ そのことは見直しの時期とも関連していると考える。これまでは5年ごとの 見直しを踏襲する形できているが、社会経済情勢の変化が非常に短期間で起 きている印象なので、もう少し柔軟な見直しができるような短期的な見直し、 あるいは必要に応じた見直しということでもいいのではないか。

(事務局(森林政策課))

まず、県民税の認知度の向上については、大きな課題だと認識している。こ

れは、制度の継続を県民に合意してもらう上で重要。

- ・ 県民税と市町に配分される譲与税の仕分けの際、物差しとなった視点として、県は広域的な事業に県民税を充てると説明した。例えば、奥地の環境林整備は、公益的機能を発揮する上で非常に重要だが、県民からは見えにくい。身近な放置林、集落の里山を整備して欲しいという要望が大きいことから、県民税も目立つところでやるべきではないかという議論もある。県民税で何をやっているのか、県民に知ってもらうことが大事。
- ・ 今年度から「やまの健康」というものに着目して、森林整備と林業の成長産業化と農山村の活性化を一体的に捉えて、都市との経済循環をつくりながら、農山村を含めた森林を健康にしていくということを、県民運動としてやろうとしている。これまで、琵琶湖をマザーレイクと呼ぶキャンペーンをやってきたが、マザーレイクに対してマザーフォレストという名称で、山に目を向けてもらうための工夫をしている。都市部の方には山に目を向けてもらい、農山村に住んでいる方には自分たちの地域を魅力的なものにしてもらう。琵琶湖の源となる山に皆が関わるという意識を持ってもらうため、このようなつながりを大事にしながら取り組んでいきたい。

(諸富会長)

- ・ 県民税の方向性について議論してきた。県民税は森林管理において不可欠でますます重要性が高まってきていること、実質的には特定財源であること、必要性については常に県民の理解を得なくてはいけないし、そのためにはもっと周知を図って県民税への理解を深めることが望ましいことなどは、委員の総意であったと思う。
- 制度継続については、当然必要であろうということだと思う。
- 社会経済情勢の変化が短期間で起こるようになっており、財源の関係もあるので、使途については常時精査、確認する必要があるという意見もあった。
- ・ 使途の関係で、県と市町の役割分担や県民税と譲与税との仕分けについては、今回の資料でかなりクリアになり、委員の皆様からも、若干のコメントは付いたものの、概ね評価されているのではないかと思う。
- ・ 課税方式についてはほぼ意見の相違がなく、現行どおりということだった。
- ・ 唯一議論が分かれたのは税率設定のところかと思う。必要最低限の事業費も 賄えない税率で大丈夫なのかという意見があった。一方で、今後5年間に関し ては、基金を取り崩せばやっていけるということだった。しかし、その先さら に5年後については保証がない。その点について次の5年で議論していくと いうことになるかと思う。また、国の方で財源上の手当が今後拡張されてくれ ば、今心配している点はある程度解消されるので、そこを含めて、答申を出し た後も継続的な見直しが必要になるのだと思う。したがって、見直しの時期に

ついては、また5年を目途ということになるだろうが、5年待って直前にやるということにはならないのではないか。

森林審議会では県民税について定期的にチェックをしているのか。

(事務局(森林政策課)

・ 森林審議会では毎年、県民税事業について審議していただいている。より効果的な使い方になるよう、補助制度の変更や指標の達成度等についても審議していただいている。

(諸富会長)

委員の皆様から色々意見をいただいた。本日の議論を基に事務局で答申案を 作成してもらいたい。次回の審議会は答申案を基に議論を行う。